平成２１年（フ）第１５５３号
広島県安芸郡坂町小屋浦４丁目13番14号
破産者　芳野　惠子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３２号
広島市中区鶴見町６番１号新鶴見ビル４Ｆ
破産者　戸田　　進
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４号
北海道空知郡上富良野町東８線北18号
破産者　神谷　忠明
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
東京都目黒区中目黒２丁目１―27　グリーンヒル恵比寿102号室、開始決定時の住所神奈川県南足柄市生駒500番地１
破産者　海老原　清
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８７号
京都市下京区大宮通松原上ル高辻大宮町136番地バッカスサカエビル７階、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区小栗栖牛ケ淵町37番地13
破産者　芝原　敏之
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
鹿児島県鹿児島市東郡元町２番１―403号
破産者　山口　修子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４号
宮城県登米市迫町佐沼字北散田145番地２
破産者　行場　純男
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３４６２号
愛知県春日井市坂下町１丁目1504番地１　クレールエノ木Ｃ－２号
破産者　岡村　秀雄
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４７号
京都市中京区西ノ京三条坊町２番地の２　サンハイツ西ノ京108号
破産者　竹一ゼミナールこと　竹田　栄子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４７号
神戸市垂水区平磯４丁目３番21―504号、前住所神戸市西区桜が丘西町１丁目８番地の８
破産者　髙野　守正
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９号
広島県呉市広徳丸町24番42号
破産者　沖本香緒里
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３２０号
青森市沖館３丁目８番16号
破産者　山下　隆夫
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
福島県いわき市小名浜字定西298番地
破産者　高橋　信勝
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２２６０号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目20番地、開始決定時の住所横浜市金沢区高舟台２丁目７番４号
破産者　柴崎　雄二
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９１号
横浜市磯子区丸山１丁目６番１―706号
破産者　水口　彰二
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９号
横浜市旭区下川井町2195番地２
破産者　塚田　益彦
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４号
富山県富山市茶屋町950番地
破産者　長峰　隆徳
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部